

最近の欧米保険商品税制の動向

藤 田 直 哉

一 はじめに

諸外国の生保事業をみると、各国によって、その国民性、社会のシステム、慣習等いかに様々であるかということがよくわかる。税制についても例外ではない。例えば、欧米諸国をみても税制優遇措置や課税上の取扱いなどはかなりの相違が見られるものもあれば、細部にわたり少しづつ異なるものもある。わが国においても税制に関する国民の関心が急速に高まってきていると言える。各国とも、その歴史、文化の違いを反映し、それぞれが異なった税制をとっており、今後のわが国の税制のあり方を考えていく上でも、諸外国とりわけ欧米諸国の保険商品税制の実態を把握し、比較検討することは不可欠であると思われる。しかし、保険税制の中でもとくに最近の保険商品税制についての比較を中心とした議論は意外と少ないのが実情で、むしろ諸外

国の企業保険税制や生保会社税制についての論議の方が盛んであった。そこで本稿では、欧米四カ国に焦点を絞り、最新の個人保険税制(生命保険・個人年金)について、主力商品の税制優遇措置および基本的な課税上の取扱いを中心に紹介する。本稿が、少しでも海外保険事業の調査等に役立てば幸いである。

二 アメリカ

1. 生命保険

(1) 概要

アメリカでは一般に、払込保険料の性格は、個人的生計費と考えられ、さらに受取人にとっては死亡保険金が所得税非課税とされ、利殖部分(インサイド・ビルドアップ)も課税が繰り延べられるなど、税法上優遇されていることから、拠出時点での優遇措置は設けていない。これは、生命

保険が、本人の老後や死後の家族の生活保障における役割として高く評価されているためである。しかし、後には金融機関の業務についての規制緩和の結果、生保会社の保険商品の中に、他の金融機関の貯蓄商品と競争するため保険料の一部や運用益の一部をいつでも自由に引き出せて、保険料の払込時期と金額も変え得るユニバーサル保険やアシヤスタブル保険などいわゆる自在保険料の保険が登場することになり、税制上も非課税額につき種々の制約が設けられることになった。

抛出時点の優遇措置としては、例外的に被用者団体定期保険やIRA養老保険などの政策商品について、一定の限度で抛出時の優遇措置として所得控除が認められている（内国歳入法第七九条・四〇八条）。

(2) 課税上の取扱い

① 適格要件

アメリカにおける個人生命保険の適格要件については、旧法（一九五九年）、TEFRA（一九八二年）、DEFRA（一九八四年）、TRA（一九八六年）、TAMRA（一九八八年）、OBRA（一九九〇年）の度重なる改正を経て、現在に至っている（注1）。

州法における全契約につき、以下のAかBのいずれかのテストに合格すること。

いずれか一方の要件を満たしていない契約については、「定期保険」と「投資積立金」との組み合わせ商品と見なされ、税法上もそのように取り扱う。つまり、非適格契約では被保険者が死亡した時に支払われる死亡給付金のうち定期保険部分だけが受取人の所得控除となる。そして、適格性を失った課税年度とその後の課税年度について、そのキャッシュ・バリューは「投資積立金」と見なされる。そのため、それまで繰り延べられてきた利殖部分については、失格年度の契約者の所得と見なされて課税される。その後、課税年度についても各課税年度の利殖部分について課税する（注2）。これに対して、適格契約は従来通り、キャッシュ・バリューを含む死亡保険金の全額を所得控除できる。

【テストA】キャッシュ・バリュー積立テスト

その契約の解約返戻金が、いつでも被保険者の死亡により支払われるその時点での死亡保険金に対する正

味一時払保険料を超えない契約(注3)

【テストB】①ガイドライン保険料テスト(注4)

その契約に基づいて払い込まれた保険料総額が、いつでもその時点のガイドライン保険料限度を超えない契約

②キャッシュ・バリュ・コリドール・テスト(注5)

その契約の死亡保険金がいっつも、その時の解約返戻金に適用率を乗じた額以上になる契約

非適格契約は、「その契約の利殖部分について、その契約者の通常所得として受け取ったものとして取り扱う」と定められており、また契約期間の途中で失格した場合も「それまで課税が繰り延べられてきた所得部分の全額を、契約者がその課税年度で受け取ったものとして課税し、その後の年度についても当年度増加額について毎年課税する」としている。

一方、非適格契約に基づいて被保険者の死亡により支払われた死亡保険金は、利殖部分については既に課税されているので、受取人は死亡時の正味解約価額との差額を受け取ったものとして取り扱われる(注6)。

②保険料抛出時

受取人にとっては死亡保険金が所得税非課税、利殖部分も課税が繰り延べられる等の税制上の優遇措置があるため、抛出時の税制優遇措置としての保険料所得控除はない。

③死亡保険金受取時

遺産税が課税される(注7)。ただし、契約者と受取人が同一の場合は非課税となる。

生命保険の死亡保険金ならびに団体定期保険の死亡保険金は、所得税の対象とはならず、被保険者の死亡により、その契約の受取人に支払われる死亡保険金は、原則としていかなる金額も所得に含める必要はない。被保険者の一定の生前贈与と合算され被保険者の遺産そのものに遺産税が課される。ただし、契約者と受取人が同一の場合は非課税となる。また、受取人は分割受領の場合につき、その死亡保険金の利子部分に所得税が課される(注8)。

企業年金の遺族給付については所得に含まねばならない。

④満期保険金受取時

養老保険などの満期保険金を受け取った場合、払込保険料総額を上回る保険金部分について受取人(＝契約者)に所得税が課税される。

ただし、受取人と契約者が異なる場合、契約者(＝贈与

者)に贈与税が課税される。配偶者に対する贈与については、原則として課税価額の五〇%の控除が認められている。さらに受贈者一人当たり年間一万ドルまでの控除も認められている。

(注1) ①旧法＝一九五九年連邦所得税法、②TEFRA＝課税の公平と財政の責任のための一九八二年法(Tax Equity and Fiscal Responsibility Act 1982)、③DEFRA＝一九八四年財政赤字削減法(Deficit Reduction Act of 1984)、④TRA＝一九八六年レーガン税制改革法(Tax Reform Act of 1986)、⑤TAMRA＝一九八八年技術的雑歳入法(Technical Corrections and Miscellaneous Revenue Act of 1988)、⑥OBRA＝一九九〇年包括財政法(Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990)

(注2) 米谷洋次「米国の生保商品税制の概要」生保経営 第三三巻三号(昭和六〇年)一一五頁

(注3) 解約返戻金が適正水準にある契約に限り税制適格として取り扱うという意味で、解約返戻金は契約期間中のいかなる時点においても、その時点で支払われるべき死亡保険金に対する一時払純保険料を常に下回ることが必要とされる。

(注4) 生命保険に適度な保険料の払込みを求め、行き過ぎた投

資がなされる契約は、税制非適格として取り扱うために、その判定基準として一定水準のガイドライン保険料に基づく払込限度を定めたものである。

(注5) 生命保険契約の「生命保険性」を死亡保険金と解約返戻金との割合により判定しようというもので、契約上の支払われるべき死亡保険金は被保険者の到達年齢に応じて、その時の解約返戻金に対して一定割合以上で設計されていることが必要とされる。

(注6) 「米国のインサイド・ビルドアップ課税繰延べを巡る動きについて」日本生命インフォメーションファイル資料5二〇頁

(注7) わが国の相続税法においては、相続人が相続した財産に対して課税され、相続等により財産を取得した者が納税義務者となる「遺産取得者課税方式」を採用しているのに対し、アメリカの遺産税は死亡者の遺産そのもの及び生前中の贈与額の累計額に対して課税され、遺言執行人または遺産財団の管理人もしくは贈与者が納税義務者となる「遺産課税方式」を採用している。

(注8) 受取人が生存配偶者の場合、年間一〇〇〇ドルまで所得控除が認められている。

2. 個人年金

アメリカでは、老後の保障は、基本的には個人で準備すべきであるというのが一般的な考え方である。つまり、公的年金で老後保障のすべてを賄うのではなく、企業年金や個人年金、任意貯蓄を組み合わせて工夫すべきというものである。通常、アメリカにおいて個人年金と言えば、キオ・プラン（自営業者年金）やIRA（個人退職勘定）などの税制上特別な取扱いが認められた一種の退職年金の他に、生命保険契約等に基づく任意の個人年金を指すのが通例とされている。ここでは、IRAおよびキオ・プランを紹介する（表1）。

(1) 自営業者年金 キオ・プラン (Keogh Plan)

①概要

キオ・プランは、一九六二年に制定された「The Self-Employed Individuals Tax Retirement Act」によって、一九六三年から導入された制度である。課税繰延への恩典すなわち一定額までの拠出ならびにその運用益は、退職後や通常五九・五歳以後に引き出すまで非課税扱いとされるというような利点をもった自営業者のための退職貯蓄年金プランである。対象貯蓄は、年金だけでなく養老保険も含まれており、老後貯蓄のための預金・株式等広汎な種類の貯

蓄形態が認められている。また、キオ・プランはHR10プランとも呼ばれ、弁護士、医師などの富裕階級や、その他の自営業者及び小規模事業主を対象としている。しかし、キオ・プランは純粹な意味での個人年金とは言えず、形態的には企業年金に類似した性格をもつものとされている。

②課税上の取扱い

ア. 適格契約（加入資格）

①加入資格

自営業者、非法人企業オーナーやパートナーがこのプランを設けることができる。具

表1 IRAおよびキオ・プランの資産の金融機関別シェアの推移（単位：％）

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
ミュージュアル・ファンド	16.1	16.0	14.9	14.3	17.1	20.8	22.5	22.7	25.3	23.8
商業銀行	21.0	25.7	26.5	27.3	26.3	23.8	22.6	22.0	22.0	21.8
貯蓄貸付組合	32.9	27.6	25.1	24.5	22.9	20.8	19.2	18.5	17.3	17.9
株式ブローカー	1.3	6.5	10.7	11.7	13.8	14.7	16.1	15.9	16.6	17.6
生命保険会社	15.8	12.6	10.7	9.7	8.8	8.6	9.3	10.3	8.9	10.0
信用組合	0.5	2.4	4.3	5.3	6.0	6.4	6.1	5.7	5.3	4.9
相互貯蓄組合	12.4	9.1	7.7	7.1	5.1	4.9	4.2	4.9	4.7	4.0

（出所：『Life Insurance Fact Book Update』各年号より作成）

体的には、医師、弁護士、会計士、その他の専門的職業家、専門的熟練職人、芸術家、各種商店の経営者等が含まれる。

②適格契約

- ・年金、養老保険等の保険商品
- ・株式、投資信託、債券等の有価証券
- ・定期預金等の貯蓄性勘定

イ. 掛金拠出時

①掛金建て方式の場合

一九九一年度より、毎年三万ドルか年間所得の二五%のいずれか低い方までが所得控除される。

②給付建て方式の場合

一九九一年度より、年金給付一〇万八九六三ドルを準備するのに必要な額か、もしくは加入者の給与最高時連続三年間の平均年収一〇〇%の年金給付を準備するのに必要な額のいずれか低い方までが所得控除される。

給付建て方式の年金給付限度額は、一九八七年度までは九万ドルで据え置かれ、それ以降は、消費者物価指数等に合わせて毎年引き上げられている。そして、一二万ドルに到達するまで、掛金建て方式の控除限度額は、三万ドルか年収の二五%のいずれか低い方まで据え置かれる。そして、それ以降については、四対一の割合を維持しながら、

それぞれが毎年インフレ調整される。

③任意拠出の場合

右記の非課税拠出の他に、従業員は年間所得の一〇%（二五〇〇ドルが限度）までは、自主的拠出が認められている。

この拠出分については、所得控除の対象外とされる。このような従業員の自主的拠出がある場合に限り、自営業者も同様に従業員の拠出率を超えずに、かつ年間二五〇〇ドルを限度に自主的拠出が可能である。

ただし、右記のすべての場合について、一九九一年度より、年収二万二二二〇ドルを超えるものについては所得控除の対象とはならない。

ウ. 給付時

自営業者、従業員共に受取年度に通常所得として全額課税される。五九・五歳以前の中途引出しには、さらに一〇%の追徴税が課される。

(2) 個人退職勘定 IRA (Individual Retirement Account)

①概要

IRA (個人退職勘定) はアメリカにおいてキオ・プランと並ぶもう一つの個人年金として位置付けられており、国内歳入庁がこのプランの適格要件や管理、設立、運用に関する基準を統括している。また、年金給付保証公社が、

その機能の一環としてIRA設立の際の経済的適性についてアドバイス等を与えている。最近では優遇措置の毎年拡大により、以前に比べて広く個人に普及されつつある。また、公的年金の先行き不透明感などの理由から、IRAの創設が急増しており、その資産は約三〇〇〇億ドルに達している。

②課税上の取扱い

ア. 適格契約(加入資格)

①加入資格

・パートタイムもしくはフルタイムの勤労者で稼得所得があること。

・七〇・五歳未満であること。

・キオ・プランの対象者でないこと。

・企業年金加入者でないこと(ただし、企業年金加入者でも

所得が一定水準以下であれば加入できる)

②適格契約

・年金、養老保険等の保険商品

・株式、投資信託、債券等の有価証券

・定期預金等の貯蓄性勘定

イ. 掛金拠出時

次のいずれかの場合には年間二〇〇〇ドル(夫婦合算申

告の場合、配偶者として二五〇ドル加算)まで、夫婦共働きの場合には四〇〇〇ドルまで所得控除される(ただし、企業年金に加入している中高所得者については、所得に応じ控除額が減額される)。

○適格企業年金の加入者でないこと。

○所得が次の基準額を超えていないこと。

・単身者……………二万五〇〇〇ドル

・夫婦(合算申告)……………四万ドル

(分離申告)……………左記の計算式より算定

$$2000 \text{ドル} - \frac{2000 \text{ドル} \times (\text{所得} - \text{基準額})}{1 \text{万ドル}}$$

①所得基準二万五〇〇〇ドルを超過した単身者の場合

・二万五〇〇〇〜三万五〇〇〇ドル……………一部控除

・三万五〇〇〇ドル超……………控除なし

②所得基準四万ドルを超過した夫婦(合算申告)の場合

・四万〜五万ドル……………一部控除

・五万ドル超……………控除なし

③分離申告の場合

・一万ドル未満	……………	一部控除
・一万ドル以上	……………	控除なし
ウ、給付時		

受取年度に通常所得として全額課税される。

I R A からの給付は退職所得と見なされ、退職所得控除が認められる上、さらに当人および配偶者が共に六五歳以上の場合には、二人分の退職所得控除が受けられる。

五九・五歳以前の中途引出しには、さらに一〇%の追徴税が課される。ただし、一九九二年度より、最初の住宅取得のための引出しの場合、単身者で一万ドル、夫婦で二万ドルを限度に追徴税が免除されることになった。

三 イギリス

1. 生命保険

(1) 概要

イギリスにおけるこれまでの生保税制の特徴としては、一般の生命保険料に対する優遇措置として、所得控除ではなく税額控除が存在していたことであつたが、一九八四年財政法により保険料に対する税制優遇措置が廃止された(注9)。その理由として、①時代に適合しなくなった租税優遇措置の廃止および税制の簡素化、②金融市場活性化

および金融機関相互間の取扱いの公平化、③高額所得者の課税回避策としての利用をなくすこと等が挙げられる(注10)。当初の生命保険料税額控除は、直接的な生命保険加入に対する奨励措置というよりも生保会社への優遇措置とも言うべき状況に変わり始めていた。しかも、税収減少額に比べたら、その効果も乏しかったため税制簡素化の意味を含めて一九八四年に廃止に至つた。イギリスでは税制優遇措置は、貯蓄を奨励して老後やその扶養家族の生活に役立てるため広い範囲の納税者に恩恵を及ぼしていると考えられていた。しかし、廃止に至るまで、生命保険料税額控除は租税回避の手段として用いられることが多くなり、生命保険の加入効果も次第になくなり、経済的効果も乏しい、役割が終わつた特別措置となつた。そしてついに約一八〇年間にわたつてイギリス生保税制の特徴であつた生命保険料税額控除制度は一九八四年三月一四日以降の契約から廃止となつた(注11)。

(2) 課税上の取扱い

① 適格要件(注12)

一九八八年所得税・法人税法での適格要件を満たす生命保険契約は、一〇年以内の解約・譲渡または払込終了の他は保険金支払上、どのような所得税からも免除される。

ア. 終身保険と養老保険の場合

- ① 保険料払込期間は一〇年以上でなければならぬ。
- ② 保険料は年一回以上に支払われるべきものでなければならぬ。

③ 一年間に支払われるべき総保険料は、

- ・別の一年間に支払われるべき総保険料の二倍を超えてはならない(払込保険料の平準化が必要)
- ・もしくはその契約の保険料払込期間に支払われるべき総保険料の八分の一または一生を通じて保険料が支払われる終身保険の場合は、当初の一〇年間に支払われる総保険料の八分の一を超えてはならない。

・そして養老保険の場合は、少なくとも純保険料の七五% (年一回ベース) 以上でなければならぬ。ただし、契約時年齢が五五歳を超えている場合は五五歳を超える年ごとに二%が減額される。

イ. 一〇年を超える定期保険の場合

終身保険に準じたものが適用される。

- ① 最低保険料払込期間が一〇年もしくは契約期間の四分の三以上でなければならない。

- ② 七五%制限については、七五歳到達後は保障終了の他に適用しない。

ウ. 一〇年以下の定期保険

その契約期間に当てはまるどの解約返戻金も既払純保険料を超えることはできない。

② 保険料拠出時

一九八八年所得税・法人税法の第二六六、二七四条に基づき規定されている。生命保険料税額控除は、一九八四年三月一四日以降に契約された保険契約には適用されない。生命保険料税額控除額は、一九八四年三月一三日以前の契約について、総払込保険料の二・五%である。ただし、総払込保険料は一五〇〇ポンドまたは総所得の六分の一のいずれか大きい方が限度とされる。

なお、一九九〇年度より、六〇歳以上の高齢者に対する民営健康保険の保険料税額控除制度が創設されている。

③ 死亡保険金受取時

五〇〇〇ポンドが最終給与の四倍の一時金が支給され、相続税および所得税はいずれも非課税とされる。

受取人が指定されていない場合、相続の直前七年間の生前贈与の場合は相続税が課税される。ただし、一五万ポンドまでは非課税とされる(注13)。

④ 満期保険金受取時

所得税は非課税である。

ただし、契約日から一〇年未満もしくは保険期間の四分の三経過以前に払済契約に転換された場合は課税される。

(注9) イギリスは生命保険料税額控除を世界で一番早く導入し、また一番早く廃止した国である。

(注10) 大蔵省「諸外国における最近の税制改正の動向」財政金融統計月報

(注11) 穴井二三徳「イギリス所得税と生命保険料所得控除制度」生保経営第五一卷二号(昭和五八年)九三頁

(注12) Stone & Cox 「Ordinary Branch Life Assurance Handbook」(1930)

(注13) 一九八六年三月一八日より相続に伴う資産移転に適用される資産移転税が相続税として改正された。

2. 個人年金

従来、イギリスで個人年金と言えば、「自営業者のための退職年金 S E R R A (Self-Employed Retirement Annuity)」を指すのが通例であった。しかし、広義には、企業年金に属している個人もしくは少数の人員を対象とする「経営管理者のための年金 (Executive Pension)」または「会社支配役員のための個人年金」と称するものや、古くからあるも

最近の欧米保険商品税制の動向

ので個人が任意に生保会社から年金を購入するといった「任意個人年金」も含まれる。S E R R A は、自営業者および企業年金の恩典に浴さない勤労者を対象に退職後所得の提供を目的として一九五六年に導入された制度で、この種の個人年金の中では最も古い歴史を有していた。「経営管理者のための年金」は別名「一人企業年金」とも呼ばれ、法制面からみると企業年金の範疇に入る。一方、任意の個人年金は他の個人年金とは基本的に異なっており、税制優遇措置が付与されていない。

また、年金改革後の一九八八年七月一日より、私的年金を更に拡充するといった観点から、職域年金に未加入の従業員と自営業者を対象に「新個人年金」が発足した。これによって S E R R A は一九八八年六月三〇日で廃止され、新規契約はなくなったが、既契約分については存続している。ここでは新個人年金および任意付加年金について紹介する。

(1) 新個人年金 (Appropriate Personal Pension)

① 概要

新個人年金創設の主旨は、全ての被用者に個人の権利として、自分の選択方法で老後準備を認めさせようというものである。この新個人年金に加入することで、公的年金の

二階部分である所得比例年金の適用除外ができ、全ての被用者は、この二階部分については、「国の比例年金」、「職域年金」、「新個人年金」のどれにでも加入できるようになった。また、各人は自由に職域年金から脱退し、新個人年金に加入してもよいし、国の年金に移ってもよいことになった。

② 課税上の取扱い

ア・適格契約(対象資格)

① 職域年金に加入していない従業員及び自営業者であること。

② 年金支給開始年齢が五〇〜七五歳であること。

③ 掛金建て方式であること。

④ 契約者の死後、その配偶者にも半額が支給されるものであること。

イ・掛金抛出時

基本的には、年間所得の一七・五%を限度に所得控除される。ただし、年収七万一四〇〇ポンドを超える場合には所得控除されない。

また、年齢による特例措置が設けられている(表2)。

ウ・給付時

通常の稼得所得として全額課税される。年金給付額に制

限はないが、非課税一時金は積立金の二五%で、かつ一五万ポンドまでとされる。

(2) 任意付加年金A V C (Additional Voluntary Contribution)

① 概要

職域年金加入者の間で、以前から普及していた任意抛出制の個人年金である「任意付加年金「A V C」」に対して、一九八八年から全ての職域年金制度への設置が義務づけられた。これによって、全ての被用者は、個人で直接に保険会社と契約し、任意な積立てを行うことが定められた。この制度の主旨は、職域年金の給付が不十分な者が、自助努力で少しでも十分な給付額に近づけることをねらったものである。また、この制度は、職域年金を脱退して新個人年金を選択した場合でも、A V Cに加入することが認められており、通常F S A V C (Free-standing Additional Voluntary Contribution)と呼ばれている。

表2 年齢別の特例措置

4月6日の年齢	所得控除率	控除限度額
35歳以下	17.5%	11,340ポンド
36~45歳	20.0%	12,960ポンド
46~50歳	25.0%	16,200ポンド
51~55歳	30.0%	19,440ポンド
56~60歳	35.0%	22,680ポンド
61歳以上	40.0%	25,920ポンド

これによって、被用者が退職に備えてどれだけ貯蓄すべきかを決定する際に、多くの柔軟性が付与されたことになった。

② 課税上の取扱い

ア. 適格契約

基本的には、新個人年金に準じたものが適格とされる。

イ. 掛金拠出時

職域年金への通常の拠出と合計して、給与の一五％を限度に所得控除される。

ウ. 給付時

職域年金の通常給付と合わせて、退職時給与の三分の二の年金額までが給付限度額とされ、全額が稼得所得として課税される。ただし、年金原資の二五％までを非課税一時金として受給することが認められている。

四 フランス

1. 生命保険

(i) 概要

フランスでは、かつて一九五〇年代までは拠出段階で控除して、給付段階で課税するという掛金控除・給付課税方

式を採用していた。しかし、一九五九年に国家財政の急迫を理由に一定の契約を除き拠出時の所得控除が廃止されることになり、これを受けて一九六〇年には給付時の取扱いが非課税となった。これによって、今までは逆に掛金非控除・給付非課税方式に変わるようになった。その後、一九六〇年代後半に拠出時の所得控除が復活し、さらに一九八四年の改正で拠出時の優遇措置として今度は所得控除ではなく、税額控除が導入された。このフランスの生命保険料税額控除は、保険料の貯蓄部分について税額控除という形をとっている。しかし、その一方で、保険商品の満期収益等に対して、八年間にわたり継続されているものについては非課税としている。

もう一つ見逃せない点として、フランスが個人所得税を家族単位として課している点が挙げられる。所得控除などは、個人所得控除よりむしろ所得単位制等を用いることで家族に対する税金の軽減を図っている。現在の拠出時における生命保険料税額控除をみても、家族単位の控除となっている。この制度は、家族の総所得が多いほど減税幅が大きくなるという効果があるため、少家族から大家族へ所得の分配が促進される。それによって、出生率を上げられるということから支持されている制度である(注14)。

(2) 課税上の取扱い

① 適格契約

ア. 死亡保険金が生存保険金の四倍以内の生死混合保険で

保険期間が六年を超える契約

イ. 保険期間が六年を超える養老保険

ウ. 終身保険

エ. 障害者のために締結した保険

オ. PEP生命保険

カ. 借入金返済のための保険契約

② 保険料抛出時(注15)。

フランスでは、一九七〇年代は、保険種類ごとに一定の枠内で所得控除が認められていたが、一九八〇年代に入ると、生命保険料控除と個人年金保険料控除が同枠となった。しかし、その後、次の税額控除方式が導入されたため、所得控除方式は廃止されている。

ア. 一家庭当たり四〇〇〇フラン(子供一人当たり一〇〇〇フランが加算)までの貯蓄保険料部分が対象となる。その二五%が税額控除される。

イ. 障害者のために締結した保険契約の場合、七〇〇〇フラン(子供一人当たり一五〇〇フランが加算)までの保険料が対象となる。その二五%が税額控除される。また、障

害児のために加入した死亡保険や障害者により締結された生存保険も対象となる(注16)。

貯蓄保険料部分の計算方法については、一九八五年時点では、暫定計算として総払込保険料の八〇%とされていたが、一九八六年より、毎年保険会社ごとに計算され、契約者に公表されるようになっていた。主に九〇〜九五%とされている。

③ 死亡保険金受取時

死亡保険金については一九五九年以前は、課税の対象とされていたが、一九五九年に改正され、現在は原則として非課税とされている。しかし、契約年齢が六六歳以上かつ当初四年間で払い込む保険料が保険金の四分の三以上の契約の場合、保険金受取人が被保険者よりも前に死亡したため、受取人の相続人が保険金を受け取る場合、さらに受取人が不特定の場合については、相続税の対象とされる。

④ 満期保険金受取時(注17)

契約時期によって取扱いが異なっている。

ア. 一九九〇年一月一日以降の契約の場合
八年以上継続した契約は非課税とされる。八年以上継続しなかった契約は、満期保険金額から支払保険料を差し引いた額に対して課税される。この場合、他の所得と合算課

税か源泉徴収を選択できる。後者を選択すると税率は、継続期間が四年未満ならば三七％、四年以上八年未満ならば一七％となっている。

イ. 一九八三年一月一日以降一九八九年二月三十一日以前の契約の場合

六年以上継続した契約は非課税とされる。六年未満の契約は、満期保険金額から支払保険料を差し引いた額に対して課税される。この場合もアと同様、他の所得と合算課税か源泉徴収を選択できる。後者を選択すると税率は、継続期間が二年未満ならば四七％、二年以上四年未満ならば二七％、四年以上六年未満ならば一七％となっている。

ウ. 一九八二年二月三十一日以前の契約の場合
非課税とされる。

(注14) 中央経済社「EC加盟国の税法」一四七頁

(注15) 「Fiscal 1990」 EDITIONS FRANCIS LEFEBVRE 五四頁

(注16) この制度は一九八八年度より導入されている。

(注17) 井上明夫「フランスにおけるカピタリゼーションの研究」

生保経営 第五九巻五号 七五頁

2. 個人年金

元来、フランスでは、これまで述べてきたアメリカやイギリスで見られたような税制上優遇されている独自の個人年金商品は存在していなかった。フランスの保険会社や保険機関においては、養老保険が中心であり、その満期時における受取方法の選択として、保険金に代えて年金を受領するといったケースがあるにとどまっている。具体的なパターンとしては、養老保険の満期日に保険金を受領する代わりに年金として受け取るか、または当初に年金を選択していた形態の場合ならば、まとまった保険料の支払いで年金支給が直ちに開始されるいわゆる即時年金を購入する場合がほとんどである。このような個人年金に対して、これまでは大幅な税制優遇措置は講じられておらず、公的年金や企業年金等に続く第三の柱とも言うべき個人年金というものは、個人の全くの任意と自助努力に任されていた。しかし、一九八八年には退職年金貯蓄制度であるPER(注18)、一九九〇年には簡易貯蓄制度であるPEEPが導入され、最近では、この税制優遇措置が付与されている任意の個人貯蓄が驚異的な発展を遂げている。

ここではこのPEEPを紹介する。

簡易貯蓄制度PEEP (Plan d'épargne populaire)

(1) 概要

フランスの生保業界は、一九八〇年代に入ると急速な発展を遂げ始めた。将来の公的年金に対する懸念もあって、年率でも大幅な伸展を記録していた。この上昇傾向に拍車をかけるように、一九八七年六月一七日に新個人年金プランである P E R (退職年金貯蓄制度) が導入された。しかし、この P E R は、税制が非常に複雑であること、所得控除方式のため高額所得者に有利な仕組みであったこと、退職者のみはその利益を得られたこと等が原因で一九九〇年に廃止されている。代わって、一九九〇年一月より P E P と呼ばれる一般大衆向けの簡易貯蓄制度がスタートした。この P E P は、税制優遇措置、少額所得者のための補助金制度等の特長を有している制度で、拠出から八年以内に資金を引き出さないことや一人当たりの年間払込保険料が六〇万フランを超えないことを条件に、利用者は P E P から生じた全収入について免税措置を受けることが認められている(注19)。P E P は P E R に比べて、税制において極めて平易な形態を有しており、また税額控除方式および補助金制度の導入によって、P E R の場合とは逆の低所得者層に有利な仕組みとなっていることから、現在は驚異的な実績をあげている。

(2) 課税上の取扱

① 適格契約

個人年金と生命保険に準じたものが適用されている。

ア. 保険期間が六年を超えて継続し、かつ被保険者年齢が六六歳未満であること。

イ. 死亡保険金が生存保険金の四倍以内の生死混合保険で保険期間が六年超の契約

ウ. 保険期間が六年を超える養老保険

エ. 終身保険

オ. 障害者のために締結した保険

カ. 借入金返済のための保険

② 掛金拠出時

任意個人年金および生命保険と同様の取扱いがなされる。税制優遇措置に関しても同じである(生命保険を参照)。

③ 給付時

ア. 一時金払い

a. 一九九〇年一月一日以降締結された契約の場合

八年以上継続していれば非課税とされる。八年未満ならば満期保険金から既払保険料を差し引いた額に課税される。この場合、他の所得と合算課税か源泉徴収を選択できる。後者を選択した場合、税率は継続期間が四年未満なら

ば三七%、四年以上八年未満ならば一七%となっている。

b. 一九八三年一月一日以降一九八九年一月三十一日

前に締結された契約の場合

六年以上継続していれば非課税とされる。六年未満ならば満期保険金から既払保険料を差し引いた額に課税される。この場合についても合算課税か源泉徴収の選択が可能である。後者を選択した場合の税率は、継続期間が二年未満ならば四七%、二年以上四年未満ならば三七%、四年以上八年未満ならば一七%となっている。

イ. 年金払い

八年以上継続していれば非課税となる。八年未満ならば、年金の支給開始年齢に応じて年金の一定額が課税対象（総合課税）となる。課税部分の算入率に関しては任意個人年金の給付時と同様である（表3）。

（注18） P E R は、一九九〇年に

P E P が導入されたことで廃

止となった。

（注19） 中田尚哉「フランスの新

貯蓄奨励制度について」ニッ

セイ基礎研究所調査月報（一

表 3 受給年齢別の算入率

受給年齢	算入率
50歳未満	70.0%
50～59歳	50.0%
60～69歳	40.0%
70歳以上	30.0%

九九〇年五月号）二〇頁

五 ドイツ

1. 生命保険

(1) 概要

現在のドイツにおける生保税制の特徴としてあげられるものは、社会保険料や年金保険料等を含めて控除する特別支出控除と呼ばれる保険料所得控除を採用していることである（厳密には単独の生命保険料控除とは言えない）。この特別支出控除はさらに、教会税や税務相談料を対象とした無制限に控除が認められる特別支出、離婚相手または別居中の配偶者に対する扶養料および自己の職業訓練等に要する支出を対象とした制限的に控除が認められる特別支出、生命保険料を対象とした保障準備支出の三つに大別される。その保障準備支出は、別枠の優先控除、全額控除、半額控除の三段階に区分控除され、複雑なものになっている。ドイツにおいて、生命保険に対する優遇措置は、適切な老後、遺族準備の配慮として、例えば十分な居住空間あるいは生計維持のための就労可能性と同様の重要性をもつ、生活に必要な不可欠なものと思なされている。さらに生活配

慮費としての控除は当然とされており、誰もが自己の高齢または万が一の場合の生活を確保するため、さらに必要な場合には臨時負担に耐える必要があるものと考えられている。従って、保険契約に基づき義務を負うものについての特別支出としての保険料控除を認めるべきとしてみる。

(2) 課税上の取扱

① 適格契約 (注20)

ア. 死亡についてののみ給付を規定している定期保険

イ. 保険金一時払選択権のない年金保険

ウ. 契約締結から一二年が経過するまでは、保険金一時払

選択権のない賦払保険料による年金保険

エ. 賦払保険料による保険期間一二年以上の養老保険

オ. 終身保険

② 保険料拠出時

ドイツの所得税法は、一九四八年六月の通貨改革後、生命保険に対する税制上の特典を復活させた。納税義務者ならびにその妻および子供を被保険者とする保険料は特別支出として所得から控除することを認めている (注21)。

生命保険料だけでなく公的年金等の社会保険料への拠出合計額も含めて特別支出として所得控除される。控除限度額は一九九三年一月一日より次のとおりである (注22)。

ア. 別枠の優先控除 (Vorwegzug)

まず、独身者は年間六〇〇〇マルク、既婚者は年間二万二〇〇〇マルクまで全額所得控除される。

イ. 全額控除 (Grundhöchstbetrag)

次に「別枠の優先控除」を超える特別支出の場合、さらに独身者は二六一〇マルク、既婚者は五二二〇マルクまで全額所得控除が受けられる。

ウ. 半額控除 (hälftiger Höchstbetrag)

「別枠の優先控除」および「全額控除」の対象となる特別支出をさらに超えるものについては、全額控除の限度額の半額を限度に控除される。つまり、独身者は一三〇五マルク、既婚者は二六一〇マルクまで控除できる。

これらの三つの控除限度額を合わせて、最高で独身者は年間九九一五マルクまで、既婚者は年間一万九三八〇マルクまで所得控除を受けられることになる。

なお、子供加算については、一九八六年／一九八八年減税法で廃止とされている。

③ 死亡保険金受取時

相続税の課税対象とされる。ただし、受取人によって非課税額が設けられている。

ア. 受取人が配偶者の場合

五〇万マルクまでは非課税とされる。

イ. 受取人が子供の場合

九万マルクに子供の年齢に応じた特別控除額(表4)が加算され、最終的に一〇〇一四万マルクまでが非課税となる。

ウ. その他の場合

三〇〇〇マルクまで非課税。

④ 満期保険金受取時

受取人と契約者が同一の場合、非課税とされる。ドイツの所得税法では、保険金は一時金であれば所得と見なされず、所得税は課税されない。なお、保険金が年金形態をとっている場合は、所得と見なされ、課税される。

受取人と契約者が異なる場合、贈与税の対象とされる。ただし、左記の非課税枠が設けられている。

ア. 受取人が配偶者の場合

二五万マルクまで非課税とされる。

イ. 受取人が子供の場合

九万マルクまで非課税とされる。

表4 年齢別の特別控除額

子供の年齢	特別控除額
5歳未満	5万マルク
5～9歳	4万マルク
10～14歳	3万マルク
15～19歳	2万マルク
20～27歳	1万マルク

ウ. その他の場合

三〇〇〇マルクまで非課税とされる。

(注20) 有斐閣「生命保険新実務講座 第八巻」一七二頁

(注21) 小林覚「西独における生命保険と税制」生保経営第三五

巻三号(昭和四二年)一一〇頁

(注22) 「Lebensversicherung und Steuer Auflage」VWV

Karlsruhe 39頁

2. 個人年金

先に述べたフランスと同様、ドイツでもアメリカのIRA、キオ・プランやイギリスでかつて存在したSERRAのような、特別な国家単位での私的な個人年金制度としてカテゴリーに組み込まれた商品というものは存在しない。年金制度として存在しているのは公的年金と企業年金のみである。ドイツにおける個人年金を敢えて考えるとすれば、まず養老保険に加入し、フランスと同様に給付段階で、一時払保険金ではなく、年金形態による受給を選択した場合に初めて生じる任意の個人年金が挙げられる。この養老保険の年金受給は、公的年金や企業年金では充足できない部分を補う手段の一つとされてはいるものの、自助努力の退

職保障というよりは、むしろハイクラスの生活を確保することを目的とした手段と考えられているのが通説である。しかし、保険金を年金形態で受給するケースは少ない。ドイツの一般的な退職後の生活保障プランとしては、まず、公的年金で生存を確保し、次に企業年金で標準的生活水準を図る。そして最後に、財形制度で生活のより大きな豊かさを補うといった三段構えのシステムが主流とされている。

〈任意個人年金〉

(1) 概要

ドイツの個人年金は、養老保険の年金形態による受給が一般的である。この養老保険の満期保険金を年金形態で受給する際には、特別な税制上の優遇措置は講じられておらず、通常の生命保険と同様の取扱いとなるが、具体的には公的年金に対する取扱いとほぼ同じと言える。ドイツの個人年金には、生保会社や年金保険会社との間で締結された契約から満期後に生じる年金、法律上の社会保険からの年金および個人災害年金等がある。適格要件および拠出時の税制上の取扱いに関しては、基本的に通常の生命保険に準じたものが適用されるが、給付時の課税については、所得税法第二二条に規定されており、終身保険、有期年金、確

定年金に大別され、それぞれの形態によって異なっている。全体的には、個人年金に対しての特別な税制優遇措置はとられておらず、際立った特色はないと言える。

(2) 課税上の取扱い

① 適格契約

ア. 一時金受給選択権のない個人年金

イ. 保険料継続払の一時金受給選択権付年金保険で、一時金受給選択権が加入後一二年間は行使できないもの。

② 掛金拠出時

生命保険と同様の取扱いがなされる。税制優遇措置についても同様である(生命保険を参照)。

③ 給付時

課税の取扱いについては、一九五五年の連邦所得税法により規定されている。

ア. 終身年金

年金全額が課税対象とされるのではなく、その中に含まれている利息部分だけが課税される。課税される利息部分の額は、年金受給者の年金支払開始時における満年齢に準拠して、連邦所得税法第二二条に規定されている表(表5)に従って算定される。その利息部分は、年金受給者の年金支給開始時における年齢が高くなるほど、少なくなる仕組

みになっている。ただし、利息部分からは二〇〇マルクの概算控除が認められている。

イ. 有期年金

年金支払期間と年金開始時点の受給権者の満年齢によって異なっており、連邦所得税法第五五条に規定されている表(表6)に従って算定される。

ウ. 確定年金

全額が課税される。

3. 財形制度(財形保険)

(1) 概要

これまで述べてきたように、ドイツでは、個人年金に対する大きな税制優遇措置は講じられておら

表5 連邦所得税法第22条の表

年金支払開始時の満年齢	算入率
50歳	41%
55歳	35%
60歳	29%
65歳	24%
70歳	19%
75歳	14%
80歳	10%

表6 連邦所得税法第55条の表

年金支払期間	最低満年齢	課税部分
5年	83歳	9%
10年	73歳	17%
15年	65歳	25%
20年	60歳	31%
25年	54歳	37%
30年	50歳	42%
35年	45歳	47%

ず、養老保険中心型の市場であった。しかし、任意の個人貯蓄については、資本蓄積を増進するために、種々の税制優遇措置が付与されている。ドイツには長期貯蓄優遇制度の一環として、世界でも有名な勤労者のための独特な財産形成制度が存在し、これが非常に充実している。ドイツは財形発祥の地で、一九六一年に「勤労者の財産づくりへの助成と富の公正な分配」を目的に、第一次財形法により導入された。国家単位での財形制度は、一九七五年に公布された新第三次財形法によって形成され、現在は一九八七年の第五次財形法が適用されている。ドイツは、現在ヨーロッパの中でも財形制度がとくに幅広く普及している国である。とくに生命保険を利用した財形は、個人の自助努力の手段として重要な役割を演じている。

(2) 課税上の取扱い

① 適格契約

給与所得者が、雇用されている企業と「財形契約」を締結し、財形法に規定された投資形態を選択した場合に、税制優遇措置を受けられる。

ア. 死亡または生存のための保険給付がある契約

イ. 付加特約のない契約

ウ. 契約期間が一年以上三五年以下の契約

工. 保険料継続払いの契約

オ. 給付が雇用者を通しての保険料による契約、もしくは従業員自身の払い込みによる契約

カ. 解約返戻金が、その時の総払込保険料の少なくとも五〇%以上である契約

②掛金抛出時

財形保険の保険料も、保障準備支出と見なされ、年金や生命保険の保険料と合わせて、一定限度まで所得控除される(生命保険を参照)。抛出限度額は、年間九三六マルクまでとされている。

③給付時

財形給付金は、給与扱いとされ、それ自体は、給付時の税制優遇措置はなく、通常の所得税が課税される。なお、現金による利益配当で、保険料の相殺はできず、保険金増額に充当しなければならない。

六 おわりに

以上、欧米四カ国の主要商品税制の概要と最近の動向について、生命保険と個人年金に焦点をしばって紹介してきた。一言に商品税制といっても、その国の歴史的背景、財政問題、高齢化社会問題、それに伴う年金との関係、国民

の貯蓄率など、各国の様々な状況が絡んでくるため、今後の動向を述べることは容易ではない。しかし、最近の各国の商品税制を含めた税制改正にある程度共通して言えることは、財政赤字対策からくる増収措置として「必要性がなくなった制度の廃止」「税制の簡素化」の動きが出てきていることが挙げられる。また、重要な点として、先進諸国で、来たるべき超高齢化社会に備えて、年金制度の改革にも年金の税制改正が各国で頻繁に行われていることから、その真剣な取り組み姿勢がうかがえる。

現在、多くの先進諸国では、年金の抛出についてかなり寛大な優遇措置を設けている。わが国でも年金保険料控除が五千円から五万円へと引き上げられたものの、ようやく自助努力型年金の重要性に対応し始めた状態と思われる。とくに年金政策は、将来を展望して改革案を策定すべきものであるから、年金の税制優遇措置に関しては、これからもその時代のニーズに適した強化を図っていく必要があるだろう。わが国が今後、「活力ある福祉国家」の実現を目指すために、どのような日本型福祉システムを構築していくのか、大いに関心がもたれるところである。

〈参考文献〉

- ・渡辺裕泰「欧米諸国における生命保険税制」生保経営第四四巻六号（昭和五一年）
- ・郵政省簡易保険局「諸外国における個人年金についての調査」（昭和五三年）
- ・同「諸外国における年金・保険に関する租税制度」（昭和五四年）
- ・生命保険協会「欧米主要国における社会保障・租税制度」（昭和五七年）
- ・米谷洋次「米国の生保商品税制の概要」生保経営 第五三巻三号（昭和六〇年）
- ・遠藤忠彦「英国の個人年金と付加年金」生保経営 第五九巻四号（平成三年）
- ・生命保険協会「欧米各国における生命保険事業の監督規制」（平成三年）
- ・「L' ASSURANCE VIE CONTRATS INDIVIDUELS」
L' Argus 1989
- ・「EBC - Taxation of Insurance Contracts 1990」CEA
- ・「GUIDE FISCAL DES ASSURANCES VIE」JL' Argus 1990
- ・「Life Assurance and Pensions Handbook」Chris Marshall 1990
- ・「Lebensversicherung und Steuer」VYW Karlsruhe 1990

最近の欧米保険商品税制の動向

- ・「Life Assurance Law and Taxation」1991
- ・「1991 Tax Facts」National Underwriter
- ・「INTERNATIONAL BENEFIT GUIDELINE 1991」
William. Mercer

（本稿は平成三年度、文研派遣研究員調査研究報告書（その一）「欧米の保険商品税制」第一部「生命保険」および同（その二）「第二部 個人年金」をもとに作成したものである。

（生命保険文化研究所 研究員）